

川島桶川資源循環組合情報公開条例施行規則

令和 7 年 4 月 1 日

規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川島桶川資源循環組合情報公開条例（令和 7 年川島桶川資源循環組合条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開請求書の記載事項等)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項第 4 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 5 条に規定する公文書の公開を請求することができるものの区分

(2) 条例第 15 条第 2 項に規定する公文書の公開方法の区分

2 条例第 6 条第 1 項に規定する請求は、公文書公開請求書（様式第 1 号）によるものとする。

(公開決定通知書等)

第 3 条 条例第 10 条に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書（様式第 2 号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書部分公開決定通知書（様式第 3 号）

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書（様式第 4 号）

(公開決定等期間延長通知書)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項に規定する書面は、公文書公開決定等期間延長通知書（様式第 5 号）とする。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第12条に規定する書面は、公文書公開決定等期間特例延長通知書(様式第6号)とする。

(第三者保護に関する手続)

第6条 条例第14条第1項及び第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公開請求の年月日

(2) 公開請求に係る公文書のうち意見照会をする部分の内容

(3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による通知は、公文書公開決定等に係る意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第14条第1項又は第2項に規定する意見書は、公文書公開決定等に係る意見書(様式第8号)とする。

4 条例第14条第3項(条例第20条において準用する場合を含む。)に規定する書面は、公文書公開決定に係る通知書(様式第9号)とする。

(電磁的記録の公開方法)

第7条 電磁的記録についての条例第15条第2項に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、実施機関が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又はこれらを録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付

(2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧若しくは写しの交付、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は当該電磁的記録を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことが

できる物を含む。)に複写したものの交付

(公文書の公開の実施)

第8条 公文書の開示は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。ただし、写しの交付は、郵送又はこれに準ずる方法(以下「郵送等」という。)により行うことができる。

2 前項の場合において、公文書の閲覧又は視聴をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取扱いなければならない。

3 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

(公文書の写しの交付部数)

第9条 公文書の公開を行う場合において、当該公文書の写しの交付をするときの交付部数は、当該公開請求に係る公文書1件につき1部とする。

(写しの作成及び送付に要する費用)

第10条 条例第16条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(審査会に諮問した旨の通知)

第11条 条例第19条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。

(公文書の任意的な公開の申出等)

第12条 条例第21条に規定する公文書の任意的な公開の申出をしようとするものは、公文書任意的公開申出書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 前項の申出に対する回答は、公文書任意的公開回答書(様式第12号)により行うものとする。

(公文書の公開の実施状況の公表)

第 1 3 条 条例第 2 7 条の規定による公文書の公開の実施状況の公表は、次の各号に掲げる事項を組合のホームページに掲載して行うものとする。

(1) 公開の請求状況

(2) 公開に請求に対する決定状況

(その他)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 1 0 条関係)

区 分			金 額
写しの作成費用	文書、図面、写真及びマイクロフィルム	B 列 5 番から A 列 3 番まで	モノクロ 1 枚 1 0 円 カラー 1 枚 2 0 円
		その他	A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
	電磁的記録		実費相当額
写しの送付費用			郵送等の料金に相当する額

備考

- 1 公文書の写し（電磁的記録の場合においては印刷物として出力したものの写しに限る。）を交付する場合は、日本産業規格 A 列 3 番までの用紙を用いるものとする。ただし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格 A 列 3 番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

- 2 用紙の両面に印刷された文書、図面等については、片面を 1 枚として算定する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書					
年 月 日					
川島桶川資源循環組合管理者					
郵便番号 〒					
住 所					
請求者 ふりがな					
氏 名					
電話番号					
(法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名)					
川島桶川資源循環組合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。					
公文書の件名 又 は 内 容					
公開方法区分		☐ 閱 覧 ☐ 写しの交付(☐ 郵送等希望) ☐ 視 聴			
請 求 者 区 分		☐ 区域内に住所を有する者 ☐ 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (名 称) (所在地) ☐ 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者 (名 称) (所在地) ☐ 区域内に存する学校に在学する者 (名 称) (所在地) ☐ 実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの (利害関係の内容)			
収 受 印	担当課収受印	担 当 課	課		
		電話番号			
		決 定 期 限	年 月 日		
		備 考		整 理 番 号	

注 太線内に必要事項を記入し、該当する□欄にもレ印を記入してください。

様式第 2 号(第 3 条関係)

公 文 書 公 開 決 定 通 知 書			
		第	号
		年	月 日
様			
川島桶川資源循環組合管理者			印
年 月 日に公開請求のありました公文書については、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおりその全部を公開することと決定しましたので通知します。			
公 開 請 求 に 係 る 公 文 書 の 件 名 又 は 内 容			
公 開 の 日 時 及 び 場 所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
	なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。		
公 開 の 実 施 方 法			
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

注 公文書の閲覧等の際には、この通知書を係員に提示してください。

様式第3号(第3条関係)

公文書部分公開決定通知書			
		第 号	
		年 月 日	
様			
		川島桶川資源循環組合管理者	印
年 月 日に公開請求のありました公文書については、川島桶川資源循環組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。 なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に川島桶川資源循環組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として(訴訟において川島桶川資源循環組合を代表する者は川島桶川資源循環組合管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。			
公開請求に係る公文書の件名又は内容			
公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
	なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。		
公開の実施方法			
公開することができない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(公開することができない部分の概要) 川島桶川資源循環組合情報公開条例第 条第 号に該当(理由)		
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができない部分()を公開をすることができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

注1 公文書の閲覧等の際には、この通知書を係員に提示してください。

2 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第4号(第3条関係)

公文書非公開決定通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
川島桶川資源循環組合管理者		印	
年 月 日に公開請求のありました公文書については、川島桶川資源循環組合情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。			
なお、この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に川島桶川資源循環組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。			
また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、川島桶川資源循環組合を被告として(訴訟において川島桶川資源循環組合を代表する者は川島桶川資源循環組合管理者となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。			
公開請求に係る公文書の件名又は内容			
公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	川島桶川資源循環組合情報公開条例第 条第 号に該当(理由)		
※時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができない部分()を公開をすることができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

注 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第 5 号(第 4 条関係)

公文書公開決定等期間延長通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
川島桶川資源循環組合管理者			印
年 月 日に公開請求のありました公文書の公開決定等については、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。			
公開請求に係る 公文書の件名又は 内容			
川島桶川資源循環組合情報公開 条例第 1 1 条第 1 項の規定による 決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
延長後の決定 期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
延長の理由			
担当課	電話番号 ()		
備考		整理 番号	

様式第 6 号(第 5 条関係)

公文書公開決定等期間特例延長通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
川島桶川資源循環組合管理者		印	
年 月 日に公開請求のありました公文書の公開については、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 2 条の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長しましたので通知します。			
公開請求に係る公文書の件名又は内容			
川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 2 条を適用する理由			
公開請求に係る公文書のうち、公開請求があつた日から起算して 3 0 日以内に公開決定等をする部分			
残りの公文書について公開決定等をする期限	年 月 日		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

様式第 7 号(第 6 条関係)

公文書公開決定等に係る意見照会書			
		第	号
		年	月 日
様			
川島桶川資源循環組合管理者			印
川島桶川資源循環組合情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり_____			
に関する情報が記録されている公文書について公開請求がありましたので、同条例第 1 4 条の規定により、次のとおり通知します。			
つきましては、本件公開請求に係る公文書の公開決定等について御意見がありましたら、別紙「公文書公開決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。			
公開請求に係る 公文書の件名			
公開請求の年月日	年 月 日		
公開請求に係る公 文書のうち意見照 会をする部分の内 容			
意見書の提出先 (担 当 課)	電話番号 ()		
備 考		整理 番号	

様式第 8 号(第 6 条関係)

公文書公開決定等に係る意見書			
年 月 日			
川島桶川資源循環組合管理者			
郵便番号 〒			
住 所			
提出者	ふりがな		
	氏 名		
	電話番号		
(法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名)			
年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答 します。			
公開請求に係る 公文書の件名			
公開決定に対す る反対の意思の 有無(どちらか に○を付けてく ださい。)	有 ・ 無		
意見(公開決定 に反対する理由)			
備 考		整理 番号	

注 提出者が法人その他の団体にあつては、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を
記入してください。

様式第 9 号(第 6 条関係)

公文書公開決定に係る通知書			
		第	号
		年	月 日
様			
		川島桶川資源循環組合管理者	印
年 月 日付け 第 号で照会しました_____に関する情報が記録されている公文書の公開請求について、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公開することを決定しましたので、同条例第 1 4 条第 3 項・同条例第 2 0 条において準用する同条例第 1 4 条第 3 項の規定により通知します。			
公開請求に係る 公文書の件名			
公開決定をした 理由			
公開をする日	年 月 日		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整理 番号	

様式第 1 0 号(第 1 1 条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書			
		第	号
		年	月 日
様			
		川島桶川資源循環組合管理者	印
年 月 日の公文書の公開決定等に対する審査請求について、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定により、次のとおり川島桶川資源循環組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。			
公開請求に係る 公文書の件名又は内容			
審査請求の内容			
諮問をした日	年 月 日		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

様式第 1 1 号(第 1 2 条関係)

公文書 任 意 的 公 開 申 出 書			
年 月 日			
川島桶川資源循環組合管理者			
		郵便番号 〒	
		住 所	
申出者		ふりがな	
		氏 名	
		電話番号	
法人その他の団体にあつては、 事務所又は事業所の所在地、名 称及び代表者の氏名			
公文書の閲覧等を受けたいので、川島桶川資源循環組合情報公開条例第 2 1 条の規定により、次のとおり申し出ます。			
公文書の件名 又 は 内 容			
公開方法区分	☐ 閱 覧 ☐ 写しの交付(☐ 郵送等希望) ☐ 視 聴		
備 考		整 理 番 号	
収 受 印	担 当 課 収 受 印	担 当 課	
		課	
		電話番号	

注 太線内に必要事項を記入し、該当する□欄にもレ印を記入してください。

様式第 1 2 号(第 1 2 条関係)

公文書 任 意 的 公 開 回 答 書			
		第	号
		年	月 日
様			
		川島桶川資源循環組合管理者	印
年 月 日に公開の申出のありました公文書については、次のとおり			
〔公開する 一部を公開する 公開しない〕 こととしましたので回答します。			
公文書の件名又は内容			
公開の日時及び場所	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	場 所		
	なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当課まで御連絡ください。		
公開することができない部分並びに公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	(公開することができない部分の概要) 川島桶川資源循環組合情報公開条例第 条第 号に該当(理由)		
※ 時 限 性 公 開	年 月 日以後であれば、公開することができない部分()を公開をすることができますので、同日以後に改めて公開の申出をしてください。		
担 当 課	電話番号 ()		
備 考		整 理 番 号	

- 注 1 公文書の閲覧等の際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により公開できるもので、かつ、公開できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。